

平成24年度
第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
(兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会)
次 第

＜日 時＞ 平成24年7月12日(木)

15:00～16:30

＜場 所＞ 市役所5階 大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 平成23年度の地域包括支援センター事業報告について
- (3) 平成24年度の地域包括支援センター事業計画について
- (4) 平成24年度の地域包括支援センターの体制について
- (5) 地域密着型サービス事業者の審査について
- (6) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 平成23年度新居浜市地域包括支援センター事業実施状況
- 2 平成23年度新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出決算内訳書
- 3 平成24年度新居浜市地域包括支援センター事業計画
- 4 平成24年度新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書
- 5 新居浜市地域包括支援センターの人員体制
- 6 新居浜市地域包括支援センター協力機関(ブランチ)一覧
- 7 委員名簿
- 8 新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
- 9 新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成23年度 地域包括支援センター事業実施状況

事業	実施	備考
新予防給付マネジメント		
介護予防支援事業		
要支援者との契約件数	590件	包括支援センター(159件)、委託(431件)
プラン件数	12,466件	包括支援センター(5,710件)、委託(6,756件)
介護予防		
特定高齢者施策事業		
特定高齢者把握事業	1,538人	特定高齢者:475人(健診受診:148人)
特定高齢者通所介護予防事業	56人	運動機能向上及び口腔機能向上(内 スポーツジム7人)
一般高齢者施策事業		
介護予防教室	40回	出席者:792人
サロン講師派遣	21回	参加者:793人
ボランティア養成講座	3回	参加者:96人(ふれあい・いきいきサロン世話人他)
高齢者福祉センターの健康・介護相談	12回	川西・川東・上部高齢者福祉センター各4回(156人)
笑いの介護予防促進事業	14回	笑いの健康効果評価のための講座(金子・垣生校区各7回)
	1回	2/28(笑いサミット400人、文セン大ホール)
介護保険(介護予防)パンフレット	2,500部	「はじめていますか?介護予防」(1,000部)、 「介護予防 みんなで実践」(500部)、 「元気を維持!いきいき生活」(1,000部)
総合相談支援事業、権利擁護事業		
総合相談支援事業		
地域包括支援センター相談受け	901件	
※継続支援ケース	283件	
ランチ相談受け	2,492件	
ランチ訪問調査	1,466件	
ランチ連絡会	12回	毎月1回開催、事業実施状況の報告、情報交換等
ランチとの学習会	12回	地域ケアネットワーク検討、事例検討他
権利擁護事業		
高齢者虐待相談件数	36件	
成年後見制度に関する相談事例	16件	
認知症サポーター養成事業	1,202人	うち、小・中学生サポーター873人養成
	32回	うち、小・中開催校(小学校10校・中学校5校)
キャラバン・メイトフォローアップ研修	1回	7/29(42人)
権利擁護関係パンフレット	1,500部	パンフレット「もっと身近に成年後見制度を利用しましょう」、「成年後見制度の利用を考えてみませんか」、「認知症の高齢者のための介護ガイド」(各500部)
包括的継続的ケアマネジメント		
地域ケアネットワーク	66回	18校区
介護支援専門員研修会	5回	6/17上本恵子「ケアマネジャーの仕事の落とし穴」(140人) 9/30居宅部会研修 「要介護認定に関わる確認事項とその対策」(124人) 1/11居宅部会研修「小規模多機能型居宅介護を知らう」(89人) 2/17吉野百合「ケアマネジャーに知ってほしい精神保健」(130人) 3/15居宅部会研修「介護報酬改定について」(50人)
介護支援専門員連絡協議会	1回	6/17総会(出席140人)
その他事業		
介護相談員派遣事業	延べ475人	グループホーム:19、老健:4、特養:7、小規模特養1

平成23年度新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出決算内訳書

1. 地域支援事業

歳 入			歳 出		
科 目	内 容	金 額 (千円)	事 業 名	内 容	金 額 (千円)
国庫支出金	地域支援事業交付金	36,529	介護予防一般高齢者施策事業費	介護予防ボランティア養成研修費、介護予防啓発パンフレット等作成費、介護予防教室開催委託費	2,193
県支出金	地域支援事業交付金	18,264	介護予防特定高齢者施策事業費	非常勤職員人件費(1名)、車両管理費(2台)、通所介護予防事業委託費、生活機能評価委託費	4,763
支払基金交付金	地域支援事業交付金	2,086	地域包括支援センター管理事業費	正規職員人件費、非常勤職員人件費(7人)、協力機関業務委託料(9か所)、事務費	85,154
保険料	第1号被保険者保険料	18,797	総合相談権利擁護事業費	事務費、研修費	377
一般財源	一般財源	18,264	包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	介護予防支援専門員研修会	112
			介護相談員派遣事業費	介護相談員活動報償費、研修費	541
			笑いによる健康増進事業	笑いの健康効果評価業務委託費	800
合 計		93,940	合 計		93,940

※歳入については、理論数値を計上しています。

2. 指定介護予防支援事業

歳 入			歳 出		
科 目	内 容	金 額 (千円)	事 業 名	内 容	金 額 (千円)
諸収入	予防プラン作成料	52,424	新予防給付マネジメント事業費	利用契約(590件) ケアプラン作成(12,466件)	69,399
一般財源	一般財源	16,975			
合 計		69,399	合 計		69,399

1 新予防給付マネジメント

要支援1・2の軽度の要介護者を対象に、状態の改善・悪化防止を図る。

2 介護予防ケアマネジメント

(1) 二次予防事業（特定高齢者施策事業）

65歳以上の虚弱高齢者を対象に、状態の維持改善を目的に、運動向上・栄養改善・口腔機能向上の3プログラムの通所型介護予防事業と看護師の家庭訪問による訪問型介護予防事業を実施する。

(2) 一次予防事業（一般高齢者施策事業）

ア 介護予防教室	年40回
イ ふれあい・いきいきサロン等への講師派遣	年36回（各小学校区2回開催予定）
ウ 介護予防ボランティア養成講座	年3回
エ 高齢者福祉センターの健康相談・介護相談	年12回
オ 笑いの介護予防促進事業	笑いの健康効果評価講座（14回）、 第6回笑いサミット開催

3 総合相談事業

介護に対する相談や健康・福祉・医療に関することなど様々な相談に応じ、問題に応じて適切なサービスや機関・制度の利用につなげる。

(1) 社会資源一覧の更新及び拡充

現存する社会資源一覧の内容更新を行うとともに、新たにサービス利用者の目線に立ったものに拡充する。

(2) 高齢者訪問調査

地域から孤立している介護・支援が必要な高齢者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげる。（ランチが実施）

(3) ブランチ連絡会・学習会 原則毎月1回開催

4 権利擁護事業

高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などを行う。また、認知症に関する啓発事業として、認知症サポーター養成講座の開催（市内小中学校15校を含む）やパンフレットを作成し啓発を図る。

5 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を続けられるようケアマネジャーに対する支援・指導を行うとともに、関係機関とのネットワークをつくる。

(1) 地域ケアネットワーク推進協議会 各小学校区3～4回開催

(2) 介護支援専門員連絡協議会・研修会 年2回程度開催

6 その他の事業

(1) 介護相談員派遣事業 特別養護老人ホーム、グループホーム等へ派遣

(2) 地域包括支援センターの広報 市政だよりによる広報（随時）

平成24年度 新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書

1. 地域支援事業

歳 入			歳 出		
科 目	内 容	金 額 (千円)	科 目	内 容	金 額 (千円)
国庫支出金	地域支援事業交付金	41,829	介護予防一般高齢者施策事業費	介護予防ボランティア養成研修費、介護予防啓発パンフレット等作成費、介護予防教室開催委託費	2,374
県支出金	地域支援事業交付金	20,913	介護予防特定高齢者施策事業費	非常勤職員人件費(1名)、車両管理費(2台)、通所介護予防事業委託費、生活機能評価委託費	12,715
支払基金交付金	地域支援事業交付金	4,377	地域包括支援センター管理事業費	正規職員人件費、非常勤職員人件費(9名)、協力機関業務委託料(9か所)、事務費	93,803
保険料	第1号被保険者保険料	23,411	総合相談権利擁護事業費	事務費、研修費、権利擁護啓発パンフレット作成費	469
一般財源	一般財源	20,913	包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	ケアマネジメント指導研修費	296
			介護相談員派遣事業費	介護相談員活動報償費、研修費	986
			笑いによる健康増進事業費	笑いの健康効果評価業務委託費	800
合 計		111,443	合 計		111,443

2. 指定介護予防支援事業

歳 入			歳 出		
科 目	内 容	金 額 (千円)	事 業 名	内 容	金 額 (千円)
諸収入	予防プラン作成料	53,532	新予防給付マネジメント事業費	非常勤・臨時職員人件費(12名)、システムリース料、介護予防ケアプラン作成委託料、介護予防パンフレット作成費	65,024
一般財源	一般財源	11,492			
合 計		65,024	合 計		65,024

平成 24 年度新居浜市地域包括支援センターの人員体制

H 2 4 . 7 . 1 現在

所 長	1
副所長	3
保健師	3
社会福祉士	4
主任介護支援専門員	3
介護支援専門員	12
看護師	1
事務職員	3
計	30名

※保健師 1 名、主任介護支援専門員 2 名、介護支援専門員 9 名、事務職員 1 名が新予防給付専任職員として業務に従事。

新居浜市地域包括支援センター協力機関(ブランチ)一覧

協力機関	事業所所在地	担当校区	生活圏域
きぼうの苑	西の土居町2-8-12	金子・金栄	川西
医師会	庄内町4-7-54	新居浜・宮西	
十全	北新町1-5	惣開・若宮	
アソカ園	郷3-16-58	神郷・多喜浜・大島	川東
プラチナガーデン	一宮町2-6-72	垣生・高津・浮島	
ふたば荘	船木959-3	船木・泉川	上部東
おくらの里	御蔵町11-23	角野	
社会福祉協議会別子山分室	別子山乙241-6	別子	
三恵	菘生67-60	中菘・大生院	上部西

新居浜市地域包括支援センター運営協議会
(兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会)

委員名簿 (五十音順)

(平成24年7月1日現在)

	団体名	氏名	備考
1	愛媛県歯科医師会新居浜支部	浅井 仁	
2	新居浜市老人クラブ連合会	沖 則文	
3	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	岸 治代	
4	新居浜市社会福祉協議会	近藤 日左臣	
5	新居浜市連合自治会	坂上 公三	
6	新居浜市国民健康保険運営協議会	芝 孝子	
7	新居浜市連合婦人会	續木 明美	
8	新居浜市訪問介護事業所連絡会	土岐 智恵美	
9	愛媛県看護協会	西原 美智子	
10	新居浜市保健センター	藤縄 敏子	
11	愛媛県立医療技術大学	宮内 清子	
12	新居浜市医師会	山内 保生	
13	愛媛県社会福祉士会	山本 豪	
14	新居浜市民生児童委員協議会	山本 規子	

※現委員の任期:平成23年12月1日～平成26年11月30日

新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、新居浜市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの業務の法人への委託等に関する事。
- (3) センターの運営状況に関する事項
- (4) センターの職員の確保に関する事項
- (5) その他地域包括ケアに関する事項

(組織)

第3条 運営協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置として、新居浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市において地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき並びに地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき、市長に意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(組織)

第3条 運営委員会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。